

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査（産業文化局、こども支援局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、上下水道局）の結果報告に対して、西宮市長等から措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第14項の規定により公表します。

令和2年12月14日

西宮市監査委員	石原俊彦
同	佐竹令次
同	板戸史朗
同	大川原成彦

付 記

措置を講じた部局又は団体	監査結果報告日	監査結果公表日	措置通知受理日
産業文化局	令和2年6月12日	令和2年6月15日	令和2年11月30日
こども支援局	令和2年6月12日	令和2年6月15日	令和2年11月30日
議会事務局	令和2年6月12日	令和2年6月15日	令和2年8月4日
選挙管理委員会事務局	令和2年6月12日	令和2年6月15日	令和2年11月20日
農業委員会事務局	令和2年6月12日	令和2年6月15日	令和2年10月5日
上下水道局	令和2年6月12日	令和2年6月15日	令和2年11月25日
措置の内容	別紙のとおり		



西水総発第29号  
令和2年11月25日

西宮市監査委員 石原 俊彦 様  
同 佐竹 令次 様  
同 板戸 史朗 様  
同 大川原 成彦 様

西宮市上下水道事業管理者



定期監査結果報告に係る措置の状況について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり通知  
します。

- |            |                  |
|------------|------------------|
| 1 措置を講じた部局 | 上下水道局            |
| 2 監査結果報告名  | 定期監査結果報告（上下水道局）  |
| 3 監査結果提出日  | 令和2年6月12日付報告監第7号 |
| 4 措置状況     | 別紙のとおり           |

定期監査報告書に基づき講じた措置  
(令和2年6月12日付報告監第7号)

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P7-3

1 収入事務

収入事務について、関係書類を抽出して調査したところ、次のような状況が一部に見られました。今後、適正な事務処理に努めてください。

- ・水道料金及び下水道使用料において福祉減免の継続適用もれがあり、市民への還付手続きを行っているもの

(講じた措置)

障害福祉課より提供される減免対象者データと上下水道局減免対象者データの精査方法を変更のうえ、同様の継続適用もれが発生しないよう引き続き努めてまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P7-3

2 支出事務

支出事務について、関係書類を抽出して調査したところ、次のような状況が一部に見られました。今後、適正な事務処理に努めてください。

① 決裁書について整理が必要なもの

公共柵設置、雨水取付管設置等の工事立会申請決裁書には決裁欄が2つありますが、各々何に関する決裁か記載されておらず、また、起案日が明記されていませんでした。第三者から見てもわかりやすいように、また透明性の観点からも決裁文書について整理を検討してください。

② 契約書に契約日の記載がもれているもの。また、契約書に記載の支払期限までに料金の支払いをしていないもの

大浜ポンプ場電気受給契約書では、検針日の翌日から起算して20日以内に電気料金を支払うこととしていますが、期限までに支払っていないものがありました。

③ 事務処理上の軽微な誤りや改善が望まれるもの

- ・水洗便所等改造資金助成・貸付申請書の宛名を修正テープで修正しているもの

(講じた措置)

- ① 決裁書について整理が必要なものについては、公共柵設置、雨水取付管設置等の工事立会申請決裁書について、2つの決裁内容と起案日を明確にしました。

② 契約書に契約日の記載がなかったものについては、決裁終了後に記載もれがないよう注意するよう周知いたしました。

また、支払期限の遅延がないよう周知徹底いたしました。

③ 水栓便所等改造資金助成・貸付申請書については、様式を見直し、現在は新様式の帳票を使用しています。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P7-4

### 3 財産管理事務

財産管理に関連する事務について関係書類を抽出して調査したところ、行政財産使用許可台帳で使用料金額の更新がもれているものが一部に見られました。今後、適正な事務処理に努めてください。

(講じた措置)

行政財産使用許可台帳の使用料金額の更新もれについては、直ちに訂正いたしました。今後は、行政財産の使用許可台帳の見直しを定期的に行うなど、適正な事務処理となるよう努めてまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P7-4

### 4 服 務 関 係

サービス関係の事務について、関係書類を抽出して調査したところ、次のような状況が一部に見られました。今後、適正な事務処理に努めてください。

- ・超過勤務命令簿(個人票)で、命令時間、勤務時間を修正液で修正しているもの
- ・管理職員超過勤務命令簿で、実働時間の計算を誤っているもの

(講じた措置)

超過勤務命令簿(個人票)を修正液で修正していた件については、庶務担当職員間で情報共有を行うとともに、今後は修正液を使用せず、二重線及び訂正印にて行うよう、回覧により周知徹底を図りました。

また、実働時間の計算誤りについては、十分な確認を行い、更に複数の職員でチェックするなど、ミスをなくすよう取り組んでまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P7-5

### 5 委 託 業 務 等

#### (1) 委託業務

監査の対象とした委託業務から 16 件を抽出して調査したところ、おおむね適正に事務執行されていましたが、契約書等に契約保証金免除についての記載がないものが見られました。今後、適正な事務処理に努めてください。

(講じた措置)

契約書等に契約保証金免除についての記載がないものについては、令和2年度分から契約書に記載することとして改善を図りました。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P7-5

## 5 委託業務等

### (2) 請負工事

監査の対象とした請負工事から11件を抽出して調査したところ、おおむね適正に事務執行されていましたが、仕様書等に記載している工事従事者資格について未確認の事例がありますので、記載内容の再チェックと書面等による確認を行ってください。

(講じた措置)

工事従事者資格の確認もれについては、施工計画書の提出時に仕様書の内容と業者の提出物を複数の技術職員で確認し、仕様を満たした適正な施工となるよう努めてまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P7-5

## 6 むすび

主に財務事務を中心に監査を実施しましたが、大きな事務処理の誤りなどは見受けられませんでした。しかしながら事務処理上の軽微な誤りが一部に見られましたので、事務の執行にあたっては、日ごろから法令、規則等に基づいた処理を行うとともに、作業分担による事務の効率化を図るなど組織で業務を行う体制づくりに努めてください。

なお、今後も経営戦略に基づいた取組みを推進し、効率的・効果的な事業運営に努めてください。

(講じた措置)

事務の執行にあたっては、所管課において法令や規則等に沿った処理内容となっているかを確認するとともに、各職場での業務体制の工夫により、特定の職員へ負担が偏ることのないよう考慮しながら、引き続き事務執行の改善に取り組んでまいります。

また、今後も経営戦略に基づいて計画的な経営を進め、効率的・効果的な事業運営に努めてまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P7-5

## 6 むすび

近年、技術職員による官製談合防止法違反をはじめ、西宮市職員による職務上の不祥事が頻出していることは、監査委員として大変遺憾に思います。今後、再発防止のために内部統制の整備と公務員倫理の徹底に一層努めてください。

(講じた措置)

不祥事の再発防止にあたっては、現在総務局が中心となり整備を進めている内部統制の取組内容を参考にしながら、上下水道局としても、財務事務の不正や誤りの防止とともに、業務の効率化に向けて、その整備に努めてまいります。

また、事務の執行にあたっては、綱紀保持に関する職員の理解・意識の向上に努めるとともに、職員間のコミュニケーションの確保や複数人で業務を相互チェックできる体制など、個人ではなく組織で仕事をする体制を整えることにより、不正を起ささない職場環境づくりにより一層努めてまいります。